

土浦市外国語指導助手派遣業務仕様書

- 1 委託番号及び件名 土教指委第 号
土浦市外国語指導助手派遣業務
- 2 業務履行場所 市指定場所
- 3 派遣期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 委託内容

(1) 事業者（派遣元）の行う業務

- ア 土浦市立小学校・中学校・義務教育学校への外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣
イ 上記アの業務を円滑に履行するために必要な以下の業務

- ① 土浦市担当コーディネーターの選任
- ② 教育委員会、学校、ALTとの連絡調整
- ③ ALTの業務遂行状況の把握・評価・監督
- ④ ALTに対する学習指導要領への理解、教師とのチームティーチングの方法、日本語でのコミュニケーションや打合せの方法、その他業務遂行に必要な事項に係る研修の実施
- ⑤ 外国語教材・教具等の開発や提供
- ⑥ 学校への定期的なヒアリング、アンケートの実施
- ⑦ ALTに係る学校からの要望や苦情等への対応
- ⑧ ALTに欠勤・遅刻等がある場合の学校及び教育委員会への事前報告
- ⑨ ALTが学校の指揮命令に従い、学校の規律等を遵守するための適切な措置
- ⑩ 教育委員会及び学校が主催する研修会等への支援・協力
- ⑪ 労働者派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続き

派遣するALTについては、日本での就労に係る手続きを全て整えた資格を有する者であること。ALTが、社会保険及び雇用保険の加入条件を満たす場合は必ず加入すること。学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づく必要な措置を講ずること。また、派遣先が同法に基づき必要な措置を講じる際には、これに従うこと。

(2) ALTが行う業務

- ① 各学校における外国語活動、外国語科授業及び国際理解に関する教職員とのチームティーチング及び児童生徒との会話・対話を中心とした指導全般
- ② 効果的な学習カリキュラムや教材活用方法の提案や、その研究、作成とその補助
- ③ 授業の事前確認作業・準備・打合せ
- ④ 学校行事、特別活動及びクラブ活動等における児童生徒との交流及び英語コミュニケーション等の積極的な支援・指導
- ⑤ プレゼンテーションフォーラム（県・県南・市）に係る指導
- ⑥ 教職員に対する研修の支援・協力

- ⑦ その他教育委員会、学校長が必要と認め、事業者が合意する業務
- ⑧ 友好交流都市「台南市」とのオンライン交流事業の支援
- ⑨ 学校教育および国際交流・地域イベント等における外国語指導等業務

5 ALT資格要件

- (1) 法令を遵守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。
- (2) 日本でのALTとしての就労に適した在留の資格を有すること。
- (3) 大学の学士号を取得していること。
- (4) 学校での指導経験が十分にあるか、または派遣元において研修等を一定期間以上受講し、派遣先が必要とする水準の指導能力を有すること。
- (5) 英語を母国語、または公用語として使用し、標準的な英語力を備え、英語の発音、リズム及びイントネーションが正確であり、なおかつ文章力、文法力も優れていること。
- (6) 教職員との授業の打合せが円滑に行える程度の日本語能力を有すること。
- (7) 積極的に幼児、児童及び生徒とともに活動することに意欲があること。
- (8) 定期的に健康診断を受診し、心身ともに健康であること。
- (9) 原則として、年度を通して勤務できること。
- (10) 令和8年12月25日までに施工用邸の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定犯罪事実該当者でないこと。

6 就業場所

土浦市立小学校 15 校、土浦市立中学校 7 校、土浦市立義務教育学校 1 校、委託者が指定する場所
（詳細は別紙 1 のとおり）

7 派遣予定日数

年間の延べ派遣予定日数は 3,420 日とする（1 名あたり 190 日を目安）。

【内訳】

- ・ 小学校及び義務教育学校前期課程 16 校 1,916 日
- ・ 中学校及び義務教育学校後期課程 8 校 1,504 日

※内訳については、変更する場合がある。

8 派遣人数

18 名とする。

9 就業日及び就業時間

- (1) 1 名あたりの就業日は原則として月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- (2) 派遣を要しない日
学校休業日（学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日）

- (3) 1名あたりの就業時間は原則として8時30分から15時30分までとし、その間に合計70分の休憩をとるものとする。
- (4) 1名あたりの就業時間は、週あたり30時間を超えない範囲とする。
- (5) 同一日に複数の就業場所で業務を実施する場合における移動時間は、就業時間に含まれないものとする。
- (6) 就業時間内に、授業及び打合せ、準備等を行うこととする。
- (7) 教育委員会や学校が業務上必要と認めるときは、あらかじめ事業者と協議・合意の上、就業日及び就業時間を変更することができる。ただし、総就業日数及び総就業時間の中で調整するものとする。

10 欠勤時の対応

- (1) 派遣元の都合により派遣が不能である場合、派遣先（学校）と協議し以下のいずれかの対応を取ることとする。
 - ア 代理講師を速やかに派遣すること。
 - イ 同校で振替日を設定し、派遣すること。なお、振替は同年度に実施すること。
- (2) 派遣先の都合による休業については、派遣および振替の義務を免除する。

11 派遣先責任者

土浦市教育委員会指導課長

12 指揮命令者

学校長

13 受託業務の履行

事業者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を遵守する。

- (1) 事業者は、業務の担当者を定め、委託の趣旨に従い、事業者の責任において業務を完遂すること。
- (2) ALTに急病等支障が生じた場合には、事業者は直ちに教育委員会及び学校長にその旨を報告するとともに、業務の履行に支障をきたすことのないよう対応をとること。
- (3) ALTが業務の遂行にあたり著しく不適切と認められる場合は、教育委員会は理由を明示してALTの交換を事業者に要請することができる。事業者は、要請を受けた場合は、速やかに後任のALTを派遣するものとする。
- (4) 事業者は、業務上に知り得た事項を教育委員会の許可なく使用し、または漏洩してはならない。
- (5) 教育委員会及び指揮命令者（学校長）の指示のもと、ALTは学校内の施設設備等を利用することができる。
- (6) ALTの各学校での感染症対策等については、教育委員会及び指揮命令者（学校長）の指示に従うよう対応をすること。

14 個人情報の取扱い

事業者は、個人情報を取り扱う場合には、土浦市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1 5 守秘義務

事業者は、業務上知り得た情報を業務の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。業務期間が終了した後も同様とする。

1 6 業務実績の報告

事業者は、業務履行月の翌月 10 日までに、月次業務実績を報告する。報告書には、A L T の氏名ならびに就業場所、月日、時間を記入し、指揮命令者の検収を得ることとする。様式等については、教育委員会と協議のうえ決定する。また、欠勤・代理講師の派遣等により計画と勤務実績に差異がある場合は、教育委員会指定の様式にて報告を行うこと。

1 7 委託料の支払い

委託料の支払いは毎月払いとし、契約金額総額を支払期間月数で均等に分割した額（各月の支払い額に円未満の端数が生じる場合は、端数は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は最終月の請求に加えること）とする。ただし、消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が変更になった場合には、変更された税率に基づいて委託料を支払うものとする。

1 8 駐車場の使用について

A L T が自家用車を使って通勤し、学校の敷地内に駐車をする場合は、規定の駐車料金を支払うこととする。

1 9 留意事項

- (1) 事業者は、別紙外国語指導助手派遣契約及び本仕様書の内容及び法的枠組みに厳密に従って業務を履行する。
- (2) 派遣契約期間中、事業者の提案内容に著しい虚偽が発見された場合、別紙外国語指導助手派遣契約及び本仕様書の内容及び枠組みの厳密に従って業務が履行できない場合は教育委員会は速やかに契約を解除できるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて、教育委員会と事業者で協議して定めることとする。

2 0 問い合わせ先・担当者

土浦市教育委員会指導課

指導主事 大澤 泰弘

主 幹 櫻井 桃子

住所：〒300-0036 土浦市大和町 9 番 2 号

TEL：029-826-1111

FAX : 029-826-2750

e-mail : 203@brd.ibk.ed.jp

別紙 1

履行場所（派遣先）

《小学校》

学校名	所在地（土浦市）
土浦小学校	大手町 13-32
下高津小学校	下高津四丁目 2-9
東小学校	中 455-1
大岩田小学校	大岩田 2066-1
真鍋小学校	真鍋四丁目 3－1
都和小学校	並木五丁目 4826－2
荒川沖小学校	荒川沖東三丁目 24－3
中村小学校	中村南五丁目 29－5
土浦第二小学校	富士崎二丁目 1－41
上大津東小学校	沖宿町 2476-1
神立小学校	中神立町 4
右粍小学校	右粍 1728－3
都和南小学校	常名 3090-1
乙戸小学校	乙戸南二丁目 1－1
菅谷小学校	菅谷町 1464－8

《中学校》

土浦第一中学校	文京町 3－8
土浦第二中学校	東真鍋町 21-7
土浦第三中学校	中村南一丁目 25－15
土浦第四中学校	中高津三丁目 10－4
土浦第五中学校	手野町 3218－1
土浦第六中学校	右粍 428-1
都和中学校	中貫 1222－2

《義務教育学校》

新治学園義務教育学校	藤沢 913-1
------------	----------

※令和 10 年度から、上大津東小学校と菅谷小学校が統合し、上大津小学校として開校予定である。

上大津小学校の立地は上大津東小学校と同一。